

第2章

用 途 ご と の 規 制

第Ⅰ節 劇場・ホテル・公衆浴場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場、競技場など）、公会堂、集会場に客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、スポーツなどの興行を行う場所、旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場の舞台で演劇、演芸などの興行を行う場所は、大勢の人が集まる場所であり、過去の事例からも、非常時には大混乱を起こし、大きな災害になるおそれがあります。

このような場所での喫煙、裸火使用、危険物品持込みの行為が禁止されています。

なお、一時的に劇場等に使用する場合も禁止されます。

1 禁止される場所と禁止される行為

劇場等の用途に使用される場所は、規模の大小にかかわらず、全て規制対象となります。

指定場所	場 所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場 映画館	舞 台	×	×	×
演芸場 観覧場	客 席	× ※	×	×
公会堂 集会場	公衆の出入りする部分			×
旅館 ホテル 宿泊所 公衆浴場	舞 台	×	×	×

〔×：禁止〕

※ 観覧場の場合、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた屋内の客席での喫煙は禁止されません。

(1) 「舞台」は、観客に興行を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室、楽屋、出演者の控室を含みます。観覧場においては、競技等を実施するフィールド部分（リング、スケートリンク等）が舞台に該当します。ただし、楽屋、出演者の控室などで、上記部分と次のいずれかの構造の壁で区画され、かつ、窓、出入口、換気口などの開口部に防火戸が設けられている場合は除かれます。

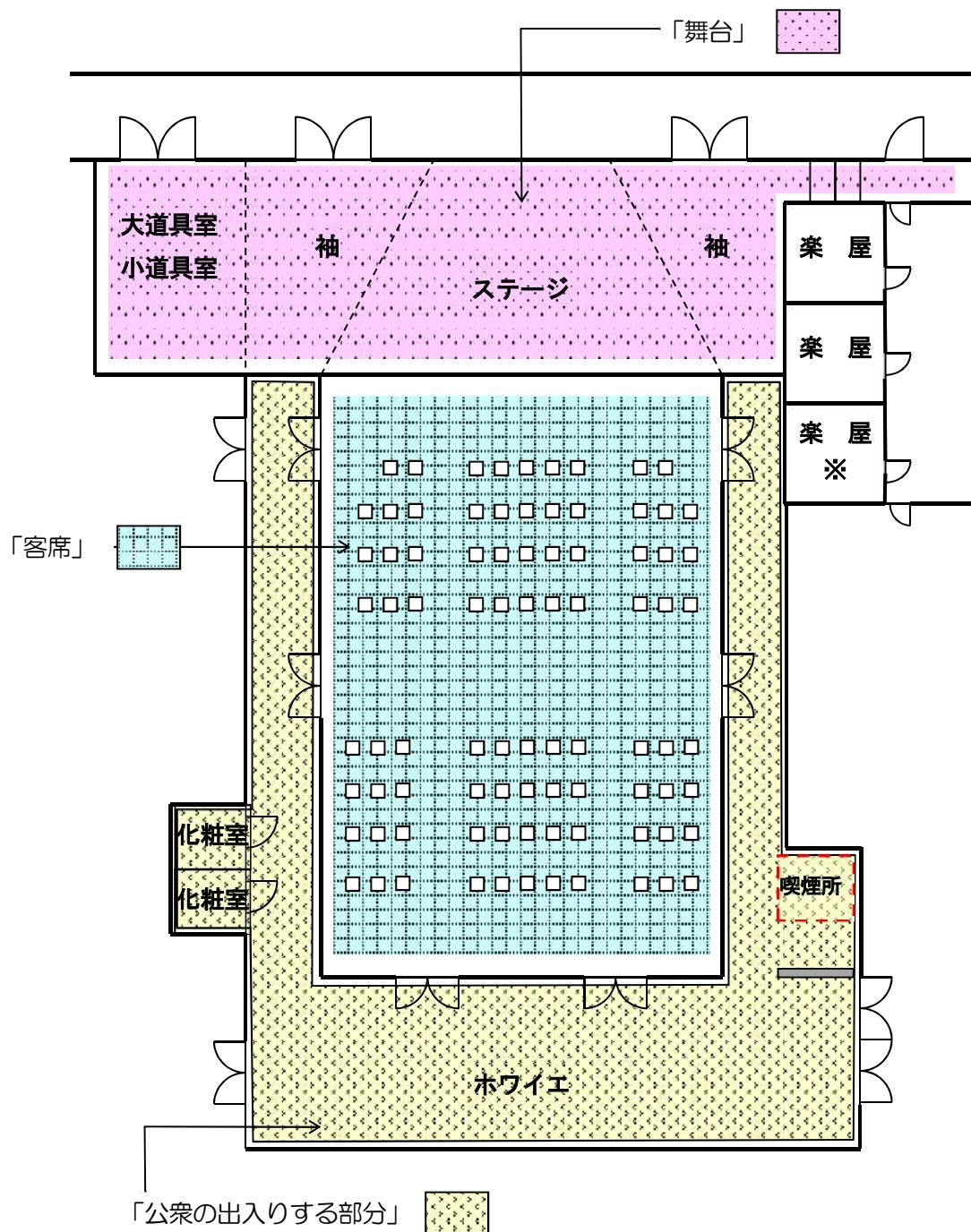
壁	壁の構造
準耐火構造で造られた壁	鉄筋コンクリートなど、建基法第2条第7号の2に定められている準耐火性能を有する壁
準不燃材料で造られた壁	建基令第1条第5号に定められている性能を有する建築材料で造られた壁

【防火戸とは】

建基法第2条第9号の2口で定められている通常の火災時における火炎を有効に遮るための遮炎性能を有する防火設備をいいます。

- (2) 「客席」は、いす席、座り席、立席などの各種客席の部分です。
また、客席内の通路部分も含まれます。
- (3) 「公衆の出入りする部分」は、(1)の「舞台」と(2)の「客席」以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路などの部分です。
- (4) 「危険物品」に該当する物品であっても、次に掲げるものは、必要最小限の範囲であれば規制対象となりません。持込みに際しても解除承認の手続を必要としません。
- ア 演出の為に持ち込むクリスマスクラッカーや平玉、巻玉
※火取省令第1条の5に掲げるがん具用煙火
イ 展示のみで運行、稼働を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油など
ウ 工作機械等の機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
エ 日常の衛生管理用に使用する手指消毒用アルコール等の危険物品

劇場等の例



※ この例の「樂屋」は、ステージや袖部分と一定構造の壁で区画され、かつ、その区画部分にある出入口に防火戸が設けられている構造である。
この場合は、樂屋は規制される部分とはならない。

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、観客の見やすい箇所に設けます。

標識	設置箇所
禁 煙	<ul style="list-style-type: none">舞台の入口客席の入口正面舞台の側壁又は柱
火 気 厳 禁	<ul style="list-style-type: none">舞台の入口客席の入口
危険物品持込み厳禁	観客の入口



全面的に禁煙とする場合は、観客に対して館内放送で客席が「禁煙」であることを周知させるとともに、施設側として喫煙者に対する制止を適正に行える管理体制を確保しましょう。

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

劇場・ホテル・公衆浴場等の舞台、客席では喫煙・裸火使用・危険物品の持込み、公衆の出入りする部分では危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合には、必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場、映画館、演芸場、 観覧場、公会堂、集会場	舞 台	○	○	○
	客 席	×	○	○
	公衆の出入りする部分			○
旅館、ホテル、宿泊所、 公衆浴場	舞 台	○	○	○

「○」は承認可能、「×」は承認不可能、斜線は指定場所に該当しないことを示す。